

令和3年度 業務実施者の公募について

I 公募業務名

ごはんの魅力再生・再発見事業業務

II 事業目的

「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、国内外で、和食に対する関心が高まっている。そのなかで、普段の家庭での食卓とともに祝い事や郷土料理、年中行事にも注目が集まっている。

このような社会・文化的環境のもと、ハレの日の新しい行事食として、「夏越の祓」に合わせ、「夏越ごはん」を制定、その商標登録及び6月30日を「夏越ごはんの日」として記念日登録を行い、その普及・啓発を行っている。さらなる国民への浸透を図る「夏越ごはんの普及・定着」業務を展開し、日本の食文化の継承とごはん食の普及・拡大を図ることとする。

III 公募業務の内容等

1 業務の内容

「夏越ごはんの普及・定着」業務

「夏越ごはん」の認知度向上及び喫食機会の増大を通じて、ごはん食の魅力再生とごはんの消費拡大を図るため、家庭内食としての普及・定着はもとより、中食・外食産業(コンビニ・スーパー・惣菜専門店・百貨店・レストラン等)等においても「夏越ごはん」の提供につながるよう継続的な働きかけをし、その普及・定着を図るものとする。

2 提案書の作成に当たっての留意事項

提案書は、以下の点を踏まえて作成するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況が不透明ではあるが、影響を受けることが想定されるものについては、その際の対応策、バリエーション等もできるだけ織りこむこと。
- (2) 本事業実施の実績のある者にあっては、今までの実施状況等を踏まえ、今年度の実施において、特にウエイトをおいた点、また、それを踏まえて改善・変更した点を明確に記載すること。

3 提案書に織り込む事項

(1) 普及・定着方法の提案

① 一般消費者・報道関係者等への普及・定着

「夏越ごはん」が一般消費者・報道関係者等から、より一層広い認知・理解を得て、喫食(購買)行動につながるため、効果的で、効率的な各種媒体を活用した方策をその理由とともに具体的に提案することとする。

② 中食・外食事業者等への普及・定着

提供実績のある事業者による継続した「夏越ごはん」の提供及び新規で「夏越ごはん」を提供してもらうため、事業者等の認知、参加意欲が高まるような効果的で、効率的なプロモーションをその理由とともに提案することとする。また、消費者と直接的な接触の機会が多い中・外食事業者等が認知拡大のために自発的に活動できる資材等をその理由とともに提案することとする。

③ 米の販売・流通関係者等の協力による取組

一般消費者、中・外食事業者等と接触の機会が多い米の販売・流通関係者等の協力による認知拡大の方策があれば、その理由とともに具体的に提案することとする。

(2) 効果測定

① 一般消費者等向け

「夏越ごはん」認知度、喫食状況等について、事業実施後、アンケート調査等を実施し、事業効果を検証する。

② 中食・外食事業者等向け

「夏越ごはん」を提供した中食・外食事業者等に対し、取組み状況、今後の展開可能性等についてのアンケート調査等を実施する。

※ 公募業務の実施にあたっては、米穀機構と十分な協議・連携のもと、進めていくものとする。

(3) 実施報告書の作成・提出

① 実施報告はアウトプットだけではなく、事業目的に対して根拠をもった評価・分析(アウトカム)を行い、それを次年度以降にどのように生かしていくのかも記載することとする。特に、例えば、新規提供事業者の獲得数等重要な項目については、課題や対応方向について、できるだけ評価・分析を行うこととする。

② 実施報告書は、ケアレスミス等のないように努めるものとする。報告書の内容等によっては、業務費の精算時期が遅くなる場合もある。

(4) 経費見積書及び明細書

上記(1)～(3)について、経費は令和3年度実施分と令和4年度実施分を明確に区分して、明示すること。

なお、経費明細には、一式という表記ではなく、単価、員数等積算基礎、その業務内容等詳細に明記するとともに、単価については、その妥当性を示すエビデンスを記すこと。また、経費面において効率化を図っている点があれば付記すること。

4 その他

(1) 本業務に関する成果物に係る一切の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を原則として本機構に無償譲渡するものとし、本機構及び本機構が許可した者の行為については、著作者人格権は行使しないものとする。

(2) 本機構が、成果物を活用する場合及び本機構が認めた上で二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用等が発生しないよう必要な措置を講ずることとする。

IV 予算限度額

25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とする。

V 業務の履行期間

契約締結日から令和4年9月末日までとする。

VI 応募資格及び応募要件等

1 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間企業等

(2) 参加資格

次の各号のすべてに該当する者

- ① 最近3年間にⅢに示した業務内容と同レベルの業務を実施した実績を有すること等本業務の実施に必要な能力を有していること
- ② 本業務に係る経理、その他の事務について、必要な管理・処理体制を有すること

2 応募要件等

応募者は、Ⅷの説明会に出席の上、Ⅸの提案会に出席すること。なお、応募者は、提案会前に、次の書類の作成等を行い、Ⅹの公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構消費拡大事業部あてに、各5部(但し、下記(1)の③については2部とする)ずつ、令和3年11月18日(木)17時までに提出すること。

(1) 応募書類の作成

① 実施体制

専門性を有する等から他の協力会社のスタッフの活用を考えている場合は、活用する理由、具体的業務内容、想定される会社名、選定方法、契約方式等についても記載すること。なお、その場合も本発注業務における全責任は、協力会社への指導・監督も含めⅦにおいて決定された実施者が負うものとする。

- ② 本事業内容と同レベルの業務を実施した実績書
- ③ 企業等の定款及び役員名簿、事業報告書
- ④ Ⅲに示した企画提案書
- ⑤ 実施スケジュール(令和3年度実施分と令和4年度実施分を明確に区分すること)

(2) その他

- ① 書類は、A4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込むこと
- ② 必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがある
- ③ 提出に関わる費用は、提出者の負担とする
- ④ 提出書類等の返却はしない

Ⅶ 実施者の決定

1 応募者が提出した本業務の提案書等に基づき、別に定める「公募に関わる業務実施者の決定についての評価要領」により、本機構に設置された選考委員会において評価の上、実施者を決定する。なお、委員会は、非公開で行われ、評価及び決定過程に関する問い合わせには応じない。

2 提案書等の評価にあたっては、以下の評価項目に従い、総合的に評価する。

(1) 実施者の適格性

- ① 実施体制(業務実施、管理、経理処理体制)の適格性
- ② 実績の有無

(2) 提案内容

- ① 事業目的(趣旨)との整合性
- ② 事業内容の妥当性

- ③ 事業実施後の評価・分析の的確性
- ④ 事業費利用の効率性
- ⑤ 納期を含めた実施の確実性

(3) 価格

価格の適正さ(積算根拠の妥当性も含む)

3 評価結果の通知

評価結果については、決定された企業等に対して文書で通知するとともに、本機構のホームページにおいても公表する。なお、決定しなかった理由についての問い合わせには応じない。

VIII 説明会の開催等

本業務の説明会は、以下において開催する。

(1) 日時：令和3年11月10日(水)10時30分から

(2) 場所：公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 8階会議室

なお、説明会への参加希望者は、別紙1について、令和3年11月8日(月)17時までに、Xの問い合わせ先へ提出(FAX可)すること。期限までに申し込みのない者は、説明会への参加はできない。

IX 提案会の開催等

本業務の提案会は、以下において開催する。

(1) 日時：令和3年11月24日(水)具体的な時間については、応募表明書の提出があった者に対し、後日連絡する。

(2) 場所：公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 9階会議室

なお、提案会への参加希望者は、別紙2について、令和3年11月12日(金)17時までに、Xの問い合わせ先へ提出(FAX可)すること。期限までに申し込みのない者は、提案会への参加はできない。

X 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館9階

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 消費拡大事業部

T E L 03-4334-2160 F A X 03-4334-2167

担当者 森嶋、五宝

(別紙1)

令和 年 月 日

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 御中

住所
名称

印

「ごはんの魅力再生・再発見事業」業務の説明会出席届

「ごはんの魅力再生・再発見事業」業務の提案に関する説明会へ出席いたします。
なお、説明会への出席に関する当社の担当者等は、下記のとおりです。

記

1 担当者 所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

2 説明会出席者数 名

(別紙2)

令和 年 月 日

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 御中

住所
名称

印

「ごはんの魅力再生・再発見事業」業務の提案に関する応募表明書

「ごはんの魅力再生・再発見」業務の提案会へ出席いたします。
なお、提案に関する当社の担当者は、下記のとおりです。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号